

別 記（第3条関係）

1 補助事業の内容、補助対象経費及び補助金の額等は次のとおりとする。

| 事業名 | 補助事業の内容 | 補助事業者（対象学校種） | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|-----------------------|--|---|--|--|
| 感染症対策のためのマスク等購入支援事業 | 学校再開及び円滑な運営等にあたり集団感染のリスクを避けるため、学校設置者が必要とする経費（保健衛生用品等を整備する経費）を補助する。 | 学校設置者 （小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校（高等課程）、各種学校（うち幼稚園、小学校、中学校、高等学校に相当する課程。外国人学校を含む。）、高等専門学校（1～3学年）） | 補助事業者が感染症の感染拡大による学校の一斉臨時休業及び一斉臨時休業等からの学校再開に係る対応にあたって保健衛生用品等（マスク、消毒液、体温計等）を整備するために必要な経費 詳細については、実施要領に定めるところによる。 | 補助対象経費の1/2とする。 （ただし、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構が実施する補助事業については10/10とする。） 補助対象経費は児童生徒数に340円を乗じた額を上限とする。 ただし、感染者数が大幅に増加するなど緊急的措置が必要であると認めるときは、各種学校（うち幼稚園、小学校、中学校、高等学校に相当する課程。外国人学校を含む。）については、補助対象経費の上限額は、当該学校に在籍する児童生徒数に820円を乗じた額とする。 |
| 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業 | 特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、学校設置者が実施する取組に係る経費を補助する。 | 学校設置者 （国公立の特別支援学校） | 補助事業者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための、以下の取組を実施する場合に要する経費 （1）スクールバスに乗車する幼児児童生徒の少人数化を図る取組 （2）スクールバスに乗車する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒等（医師の判断に基づき、個別に通学が必要と判断された者を含む。）の罹患を防ぐための取組 細部については、実施要領に定めるところによる。 | 補助対象経費の1/2とする。 （ただし、国立大学法人が実施する補助事業については10/10とする。） |

| 事業名 | 補助事業の内容 | 補助事業者（対象学校種） | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|---------------------------|---|---|--|--|
| 修学旅行のキャンセル料等支援事業 | 学校の一斉臨時休業期間中に予定していた修学旅行を、中止したり延期したりすることにより発生したキャンセル料等について、本来保護者が負担することとなる経費を学校設置者が負担した場合、その経費を補助する。 | 学校設置者 （国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、及び専修学校（高等課程）） | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として政府が要請した学校の一斉臨時休業期間中に予定していた修学旅行を中止又は延期した場合に発生したキャンセル料等について、本来保護者が負担することになる経費を学校設置者が負担した場合における経費。 細部については、実施要領に定めるものとする。 | 定額（児童生徒一人当たり12,060円を上限とする。） |
| 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業 | 感染リスクを最小限にしながら学校を再開し、十分な教育活動を継続するため、感染症対策を徹底しながら児童及び生徒の学びの保障をするための取組に必要な経費を補助する。 | 学校設置者 （国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、及び専修学校（高等課程）） | 学校設置者が学校再開に伴う感染症対策等及び学習保障等として取組を実施する場合に要する経費 詳細については、実施要領に定めるところによる。 | 補助対象経費の1/2とする。 （ただし、国立大学法人が実施する補助事業については10/10、学校法人等が実施する補助事業については補助上限額の範囲までは定額とする。） 補助上限額については、実施要領に定めるところによる。 |
| 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業 | 教育活動を継続するため、感染症対策等を徹底する取組、教職員の研修を支援する取組及び児童生徒の学びの保障をするための取組に必要な経費を補助する。 | 学校設置者 （国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、及び専修学校（高等課程）） | 学校設置者が教育活動を継続するための感染症対策等、教職員の研修支援及び児童生徒の学びの保障をするための取組を実施する場合に要する経費 詳細については、実施要領に定めるところによる。 | 補助対象経費の1/2とする。 （ただし、国立大学法人が実施する補助事業については10/10、学校法人等が実施する補助事業については補助上限額の範囲までは定額とする。） 補助上限額については、実施要領に定めるところによる。 |
| | 補助事業の適正な執行を図るために必要な都道府県事務費を補助する。 | 都道府県 | 都道府県が域内の学校設置者が行う補助事業の適正な執行を図るために必要な事務に要する経費 詳細については、実施要領に定めるところによる。 | 定額補助とする。 |

算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。